

東京支所からのお知らせ

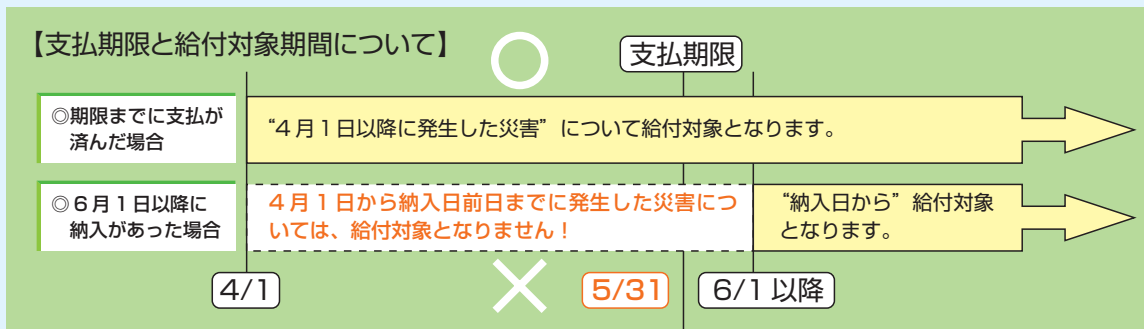
重要!

新年度に向けて、設置者・学校等担当者皆様へお願い

1 平成19年度の名簿更新関係について

平成19年度の名簿更新関係書類は4月に発送いたしますが、**共済掛金の支払期限は5月31日と定められています。**

4月の人事異動などで担当者が変わった際の引継ぎなどを徹底していただき、この支払期限（5月31日）には遅れないよう、出納担当者等と調整のうえ送金手続きをお願いいたします。



【共済掛金の振込について】

平成17年度から、振込用紙による振込みではなく、設置者等に専用の振込口座を通知することとなりましたので、通知を御覧いただき、**“通知した口座番号へ”送金をお願いします。**

災害共済給付における取扱いが以下のとおり変更となりました。

(1) 入院に係る食事療養標準負担額について

健康保険法の改正に伴い、平成18年4月1日以降の診療分から入院に係る食事療養標準負担額が一部改正されました。主な改正点は右のとおりです。

		改正後	改正前
課税世帯		1食につき260円	1日につき780円
非課税世帯	90日以下の者	1食につき210円	1日につき650円
	90日を超える者	1食につき160円	1日につき500円

(2) 高額療養費について

健康保険法の改正に伴い、平成18年10月1日以降の診療分から高額療養費に係る医療費の支給限度額等の取扱いが一部改正されました。

▶▶▶▶▶ 詳細については、次ページ3(3)参照

(3) 柔道整復師等の施術料について

柔道整復師等の施術に係る算定基準の改正があり、平成18年6月1日以降の施術分から適用されています。主な改正点は右のとおりです。

	改正後	改正前
初検料	1,240円	1,270円
往療料	1,870円	1,875円
再検料	270円	240円
温罨法	75円	80円

(4) 認定子ども園について

平成18年10月1日より認定子ども園に関する法律が施行されました。認定子ども園の認定を受けた幼稚園・保育所との災害共済給付契約の取扱い等、加入等については、要件・提出書類を確認の上、事務手続きを行ってください。

以上(1)～(3)の書類の提出にあたっては、診療月により請求書類等に変更がありますので、診療月を確認の上、ご提出ください。

なお、詳細につきましては、通知文を参照していただくか、東京支所担当課にお問い合わせください。

2 災害共済給付制度について



請求の時効と給付期間は違います!!

給付期間中であっても、時効により請求権を失うことがありますのでご注意ください!

(1) 時効について（独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第32条）

同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月の11日から起算して**2年間**、請求が無いときは時効となります。

例) 医療費の場合、その月分ごとに時効の起算日が異なりますので、平成19年4月分の医療費の場合、平成21年5月10日までにセンターに請求が無いときは、時効となります。

(2) 給付期間について（独立行政法人日本スポーツ振興センター法 施行令第3条 第2項）

同一の災害の負傷・疾病に対する医療費の給付は、最長**10年間**です。

例) 診療開始日が平成19年4月10日の場合、平成29年4月9日の医療費まで給付を受けることが可能です。

3 給付金支払請求について

(1) 給付金請求の締切日は毎月10日必着です。

(10日に書類が届くようご送付ください。なお、システム請求については、毎月10日までにデータを送信してください。)

(2) 初診から治ゆまでの医療費総点数（総額）が500点（5,000円）未満の時は、対象になりません。

初回請求時に、総点数が500点を超えない場合は、翌月分と合わせ500点を超えてから請求してください。

(3) 同一月の請求が7,000点（70,000円）以上の場合は、『高額療養状況の届』を添付して提出してください。その際には、保護者における記載欄への記入が必要になります。

さらに、平成18年10月分から26,700点（267,000円）を超えた場合（平成18年9月分までは24,100点（241,000円））、国民健康保険においては、所得課税証明書を添付してください。国民健康保険以外の場合は、事業所における記載欄への記入が必要になります。

(4) 医療費の請求に係る添付書類について

① 土・日曜、祝日・休業日等の課外指導等の指導計画表

・当該学校内での活動の場合・・・省略可 ・学校外での活動の場合・・・省略不可

② 通学経路図等

通常の経路及び方法による場合は省略することができます（ただし、特別な事情により、通常経路及び方法以外で通学した場合等は添付必要）。

(5) 他の法令の規定による給付（例、乳幼児医療助成など）を受けたときは、「乳幼児医療証使用のため、自己負担なし」など、災害報告書等に記載してください。

他から給付を受けた場合はその価額の限度において、給付できない場合があります。

(6) 学校の管理下の災害（第三者加害行為（交通事故等））で損害賠償を受けた場合は、原則的には給付の対象にはなりません。

(7) 請求に際しては、請求点数及び傷病名の誤記入、またはシステムへの誤入力（請求点数の円入力を点数で入力するなど）にご注意ください。